

本件事故当時、大熊町に居住していた申立人が、精神的損害及び自動車の財物
価値喪失等の損害賠償を求めた事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

1 損害

(1) 精神的損害 820,000円

政府による避難等の指示等により、自宅以外での避難生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的損害及び今後の生活の見通しに対する不安が増大したことにより生じた精神的苦痛の損害（増額一時金を含む。）。

(2) その他の損害 582,553円

平成〇〇年〇月〇日付和解仲介手続申立書「サ その他の損害」に記載請求されている損害。

2 期間

自 平成23年3月11日 至 平成23年8月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目及び期間に対する和解金として金140万2553円の支払義務があることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、第1項記載の損害に対する賠償金として金116万2950円を支払済みであることを確認する。

この既払金116万2950円について、第2項記載の和解金140万2553円と清算する。

第4 支払方法

(省略)

第5 清算

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人が1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年4月25日

（仲介委員長 安藤 武久、仲介委員 丸山 裕司、同 中野 剛史）